

3. 地区委員会

- (1) 社会環境の浄化ならびに安全教育と事故防止につとめ、生徒の校外生活の指導を行う。
- (2) 前項の目的を達成するため、関係団体と緊密な連絡をはかり、地区内の生徒の地区活動を援助する。
- (3) 地区割りは、次のとおりとする。
 - ① 吉成地区（吉成全域）
 - ② 中山吉成地区（中山吉成全域）
 - ③ 中山台地区（中山台・中山台西全域）
 - ④ 南吉成東地区（北環状線東側）
 - ⑤ 南吉成西地区（北環状線西側）

第四章 個人情報の取得・利用・管理

第7条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用，管理については，「個人情報保護規定」に定め，適正に運用するものとする。

附則 この細則は，平成31年2月28日より実施する。

制定	平成	4年	4月24日
改定	平成	5年	4月26日
改定	平成	7年	4月27日
改定	平成	7年12月	2日
改定	平成	8年	4月25日
改定	平成	12年	4月26日
改定	平成	17年11月	30日
改定	平成	22年10月	15日
改定	平成	26年	8月27日
改定	平成	28年11月	28日
改訂	平成	31年	2月28日